

## 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正について（概要）

こども家庭庁支援局障害児支援課

### 1. 改正の趣旨

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の3第2項第1号等の規定に基づき、指定障害児通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の改正を行うもの。

#### <主な被改正告示>

- （1）児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- （2）児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）
- （3）児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）

### 2. 改正の概要

- 改正内容は別紙のとおりとする。
  - ※ 本意見公募手続の対象については、別紙のうち、1（1）（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び障害児相談支援に係る部分）及び2（3）（児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る部分）に限る。また、こども家庭庁告示において規定される事項に限る。
- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

- 法第21条の5の3第2項第1号（同法第21条の5の13第2項において読み替えて適用する場合を含む。）、第24条の2第2項第1号（同法第24条の24第2項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第24条の26第2項

### 4. 適用期日等

- 告示日：令和8年3月下旬（予定）
- 適用期日：令和8年6月1日